

第3期 熊谷市子ども・子育て支援事業計画

～ こどもたちの笑顔があふれるまち 熊谷 ～

《 概 要 版 》



令和7年3月

熊谷市

くまがやし こ けんしょう
熊谷市子ども憲章

わたしたちは、^{こころ}心 のつながりをもち、^{ひとりひとり}一人一人の自立をめざして、この^{けんしょう}憲章^{さだ}を定めます。

^{ゆめ}夢^{みらい}未来
(夢・未来)

^{ゆめ}夢^{きぼう}希望をもち、^{みらい}すばらしい未来をつくれます。

^{ゆうじょう}友情^{おも}思いやり
(友情・思いやり)

「ありがとう」と^{おも}思いやりの^{こころ}心^{わす}を忘れずに、^{あいて}相手の^{きも}気持ちを^{たいせつ}大切にします。

^{かんきょう}環境^{しぜん}自然
(環境・自然)

^{じぶん}自分たちに^{すす}できることを^{しぜん}進んで^{たいせつ}おこない、自然を大切にします。

^{いのち}命^{じんけん}人権
(命・人権)

^{さべつ}いじめや差別をなくして、^{たす}みんなで^{せいかつ}助けあって生活します。

^{せきにん}責任^{どりよく}努力
(責任・努力)

^{じぶん}自分のことばや^{こうどう}行動に^{せきにん}責任をもち、^{もくひょう}目標に^{どりよく}むかって努力します。

(平成 18 年 5 月 5 日制定)

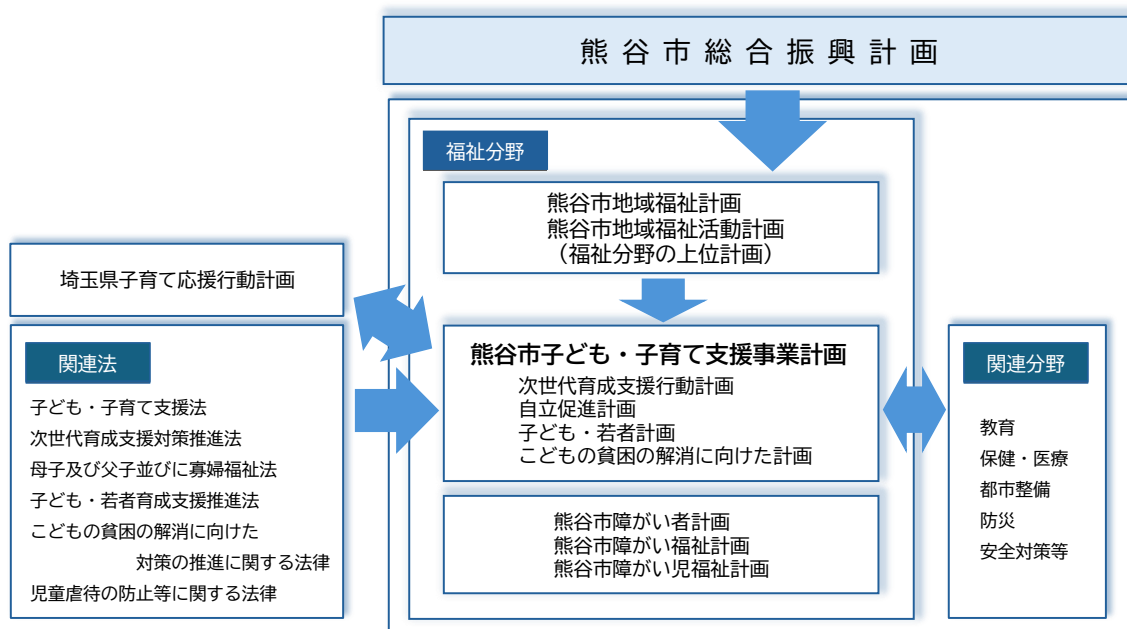
■ はじめに

本市では、平成 27 年 3 月に子ども・子育て支援法に基づく「熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもの健やかな成長を支援することや、教育・保育ニーズの整備、社会基盤の構築やワーク・ライフ・バランスを実現するための意識改革等に努めてきました。

こうした中、「第 2 期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」が満了することに伴い、これまでの取組などの評価を踏まえ、より効果的に施策を展開するため、「第 3 期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

■ 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」であり、「熊谷市総合振興計画」を上位計画とした福祉分野の部門別計画として位置付け、本市の関連分野の計画と整合性を図りつつ策定します。



■ 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

■ 計画の対象

この計画は、おおむね 18 歳未満のこどもとその家庭、事業者、行政など社会全体を対象とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

■ 基本理念

基本理念 1 全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり

基本理念 2 社会とつながり、地域で支える子育てにやさしい地域環境づくり

基本理念 3 こどもが持つ潜在能力を引き出し、健やかな成長を促す成育環境づくり

■ 計画の視点

本計画においては、第2期計画の9つの基本的視点を取り入れ、こども・親・地域・社会それぞれの視点を考慮した施策を推進し、こども・子育てのより良い環境づくりを支援します。

1. こどもの視点
2. 次代の親の育成という視点
3. サービス利用者の視点
4. 社会全体による支援の視点
5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点
6. 全ての子どもと家庭への支援の視点
7. 地域における社会資源の効果的な活用の視点
8. サービスの質の視点
9. 地域特性の視点

■ 基本目標

3つの基本理念を実現するため、引き続き第2期計画の9つの基本的視点を取り入れた5つの基本目標を設定し、第2期計画の評価等を踏まえ、各施策を実施するに当たり、よりきめ細かな事業・取組を推進します。

基本目標 1 子育てしやすい地域環境づくりの推進

地域の育成力を高めるため、地域全体でこどもを見守り育む意識の啓発を図るとともに、こどもたちの声を聞き、自主的な活動ができるよう安全・安心な居場所づくりを促進し、こどもの育ちを身近な地域で支えあえる体制づくりを推進します。

基本目標 2 母子の健康・医療の充実

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、育児不安等の様々な問題に対応するため、きめ細かな相談支援体制の整備や健康教育、医療の充実、食育の推進、また、こどもの思春期における保健教育等の充実を図ります。

基本目標 3 次代を見据えた教育環境の整備

こどもの豊かな感性を育み、基本的な生活習慣が定着するよう地域や自然とのふれあいを大切にし、こどもたちが自らを律し他者とも協調を図りながら、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を身に付けられるよう教育力向上のための取組を推進します。

基本目標 4 働き方改革の推進、こどもの権利擁護の推進

仕事と子育てを両立することができるよう、働きやすい職場環境を整備し意識啓発を図るとともに、安全で安心な暮らしができるようこどもの権利擁護を推進します。

基本目標 5 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

こどもの貧困の解消に向けた対策を推進するとともに、児童虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児及びその家族へ、きめ細かな支援を推進します。

■ 施策の体系

基本目標 1 子育てしやすい地域環境づくりの推進

「政策」	「施策」
(1) 地域における子育て支援の充実	① 相談・情報提供の充実
	② 子育て支援の拠点整備・活動支援
	③ 児童の養育支援の充実
	④ 安全・安心のまちづくりの推進
	⑤ 住環境の支援
(2) 保育の充実	① 多様な保育の充実
	② 保育の資質向上
(3) 保育所待機児童の解消	① 保育所待機児童の解消
(4) こどもの安全の確保	① 交通安全を確保するための活動の推進
	② こどもを犯罪の被害から守るための活動の促進

基本目標 2 母子の健康・医療の充実

「政策」	「施策」
(1) こどもや母親の健康の確保	① 母子保健事業の推進
	② 人材の育成
(2) 小児医療体制の充実	① 小児救急医療体制の充実
	② こども、ひとり親家庭等に対する医療費支給事業の促進
(3) 食育の推進	① 妊娠期からの食育の推進
	② 食育の推進
(4) 思春期保健対策の充実	① こどもの心と体の健康支援
	② 地域保健と学校の連携による健康教育の実施
	③ 喫煙や薬物乱用に関する対策

基本目標 3 次代を見据えた教育環境の整備

「政策」	「施策」
(1) こどもの生きる力の育成に向けた 学校の教育環境等の整備	① 確かな学力の向上
	② 豊かな心と健やかな体の育成
	③ 信頼される学校づくりの推進
	④ 乳幼児教育の充実
	⑤ 指導者の育成促進
(2) 家庭教育への支援	① 家庭教育に関する学習機会の充実
	② こどもの望ましい生活習慣を育成するための環境づくり
(3) 地域の教育力の向上	① 居場所づくりの推進
	② 各種交流活動の充実
	③ 文化・芸術活動の促進
	④ 読書活動の促進
	⑤ スポーツ・レクリエーション活動の充実
	⑥ 自然体験の機会づくりの推進
	⑦ ボランティア活動等の推進
(4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進	① こどもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 4 働き方改革の推進、こどもの権利擁護の推進

「政策」	「施策」
(1) 職業生活と家庭生活との両立支援	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備
(2) 経済的負担の軽減	① 経済的負担の軽減
(3) こどもの権利擁護の推進	① 熊谷市子ども憲章の普及・啓発 ② 人権教育・人権保育の充実 ③ 相談体制の充実
(4) 児童虐待防止対策の充実	① 虐待の早期発見・予防対策の推進 ② 相談・情報提供の充実 ③ 心のケアが必要な家庭への支援 ④ ヤングケアラー支援の推進 ⑤ 里親制度の啓発

基本目標 5 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

「政策」	「施策」
(1) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	① 生活の安定に資するための支援 ② 就業生活の安定と向上に資するための保護者等の就労支援 ③ 経済的支援
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	① ひとり親家庭の自立支援の推進
(3) 障害児施策の充実	① 障害児保育の充実 ② 居宅における障害児の養育支援 ③ 障害児の療育の充実 ④ リハビリテーションの充実 ⑤ 放課後等における居場所の確保 ⑥ 特別支援教育の充実 ⑦ 各種支援制度の充実

■ 教育・保育施設の量の見込みと提供体制、確保方策

1 認定こども園、幼稚園（1号認定、満3歳以上）

保育を必要としない満3歳から小学校就学前の児童が利用する認定こども園の設置を促進するとともに、環境改善に努めます。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (人)	1号認定 (満3歳以上、保育の必要性なし、 学校教育のみ)	1,697	1,593	1,511	1,477	1,490
確保方策 (人)	認定こども園	981	1,131	1,131	1,131	1,131
	幼稚園	170	100	100	100	100
	確認を受けない幼稚園	1,805	1,525	1,350	1,350	1,350
計		2,956	2,756	2,581	2,581	2,581

2 認定こども園、保育所（2号認定、満3歳以上）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする満3歳から小学校就学前までの児童を保育する認定こども園の設置を促進するなど保育設備の充実を図り、環境改善に努めます。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (人)	2号認定 (満3歳以上、保育の必要性あり)	1,944	1,826	1,731	1,693	1,708
確保方策 (人)	認定こども園	585	600	600	600	600
	保育所	1,855	1,783	1,783	1,783	1,783
計		2,440	2,383	2,383	2,383	2,383

3 認定こども園、保育所等（3号認定、満3歳未満）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳までの児童を保育する認定こども園、保育所の設備の充実を図り、環境改善に努めます。

		R7年度			R8年度			R9年度			R10年度			R11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み (人)	3号認定 (満3歳未満、保育の必要性あり)	294	507	574	291	517	584	288	539	610	285	534	603	280	528	598
確保方策 (人)	認定こども園	44	87	110	44	92	115	44	92	115	44	92	115	44	92	115
	保育所	248	381	440	240	374	437	240	374	437	240	374	437	238	376	437
	特定地域型 保育事業	41	60	68	41	60	68	41	60	68	41	60	68	41	60	68
	認可外保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		333	528	618	325	526	620	325	526	620	325	526	620	323	528	620

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制、確保方策

1 利用者支援事業

一人一人のこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、こども及びその保護者等又は妊婦・産婦が教育・保育・保健その他の子育て支援等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (か所)	基本型	4	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	3	3	3	3	3
計		8	9	9	9	9
確保方策 (か所)	基本型	4	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	3	3	3	3	3
計		8	9	9	9	9

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人回)		84,000	84,000	84,000	84,000	84,000
確保方策	(人回)	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000
	(か所)	19	18	18	18	18

3 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図り、健やかな妊娠・出産のために妊娠期間中の適切な時期に受診する健康診査の助成を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人回)		12,061	11,931	11,824	11,682	11,527
確保方策(人回)		12,061	11,931	11,824	11,682	11,527
		実施場所：全国医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：医療機関との委託契約 ※委託契約外の医療機関の場合は、本人の申請により、償還払いで対応 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、お子さんの体重測定や育児等の相談を受け、養育環境を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人)	967	956	947	936	924
確保方策（人）	967	956	947	936	924
	実施機関：母子健康センター 実施体制：①委託 保健師、助産師 ②熊谷市 保健師				

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人回)	200	200	200	200	200
確保方策（人回）	200	200	200	200	200
	実施機関：こども課 実施体制：保健師・家庭児童相談員				

6 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（要対協）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

7 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人回)	80	80	80	80	80
確保方策	(人回)	80	80	80	80
	(か所)	8	8	8	8

8 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人日)	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
確保方策(人日)	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900

9 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人日)		49,610	46,603	44,184	43,199	43,586
確保方策 (人日)	在園児対象型	57,100	57,100	57,100	57,100	57,100

【保育所等における一時預かり（在園児対象型を除く。）】

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人日)		2,900	2,735	2,579	2,432	2,293
確保方策 (人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	20,584	20,584	20,584	20,584	20,584

10 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、11 時間の通常の開所時間外に認定こども園、保育所等の保育を実施する事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人)	88	83	78	73	68
確保方策(人)	133	133	133	133	133

11 病児保育事業、病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）

病児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）は、「援助を希望する者（利用会員）」と「援助に協力できる者（サポート会員）」が育児の相互援助活動を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人日)		910	858	809	763	719
確保方策 (人日)	病児保育事業	4,174	4,174	4,174	4,174	4,174
	病児・緊急対応強化事業 (子育て援助活動支援事業)	360	360	360	360	360
	計	4,534	4,534	4,534	4,534	4,534

12 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人)	2,693	2,710	2,695	2,702	2,669
1 年生	728	777	751	786	744
2 年生	710	696	744	720	755
3 年生	589	545	510	521	484
4 年生	391	397	373	354	366
5 年生	214	232	257	261	265
6 年生	61	63	60	60	55
確保方策(人)	2,693	2,710	2,695	2,702	2,669

13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具、行事への参加に要する費用等又は特定子ども・子育て支援施設等に保護者が支払うべき副食材料費を助成する事業です。

14 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

15 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭などの居宅を訪問支援員（ホームヘルパー等）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人日)	160	160	160	160	160
確保方策(人日)	160	160	160	160	160

16 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人)	17	17	17	17	17
確保方策(人)	20	20	20	20	20

17 親子関係形成支援事業

保護者及びその児童に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人)	13	13	13	13	13
確保方策(人)	15	15	15	15	15

18 妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対し、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	妊婦届出数（人）	1,037	1,006	997	985	972
	面接実施回数（回）	3,091	3,058	3,031	2,995	2,954
確保方策（回）	こども家庭センター （こども課、母子健康センター内）	2,074	2,052	2,034	2,010	1,982
	上記以外の業務委託	1,017	1,006	997	985	972

19 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児又は幼児であって、満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面接並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	0 歳児	12	12	12	12	12
	1 歳児	25	30	28	28	28
	2 歳児	25	21	25	25	25
確保方策（人）	0 歳児	-	12	12	12	12
	1 歳児	-	31	31	31	31
	2 歳児	-	25	25	25	25

20 産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(人)	599	622	665	669	692
確保方策(人)	599	622	665	669	692

■ 計画の推進に向けて

1 計画等の推進指標

推進指標を定め、指標の動向を確認し、施策の実施状況や効果等の検証・評価を行い、毎年の数値を管理していきます。

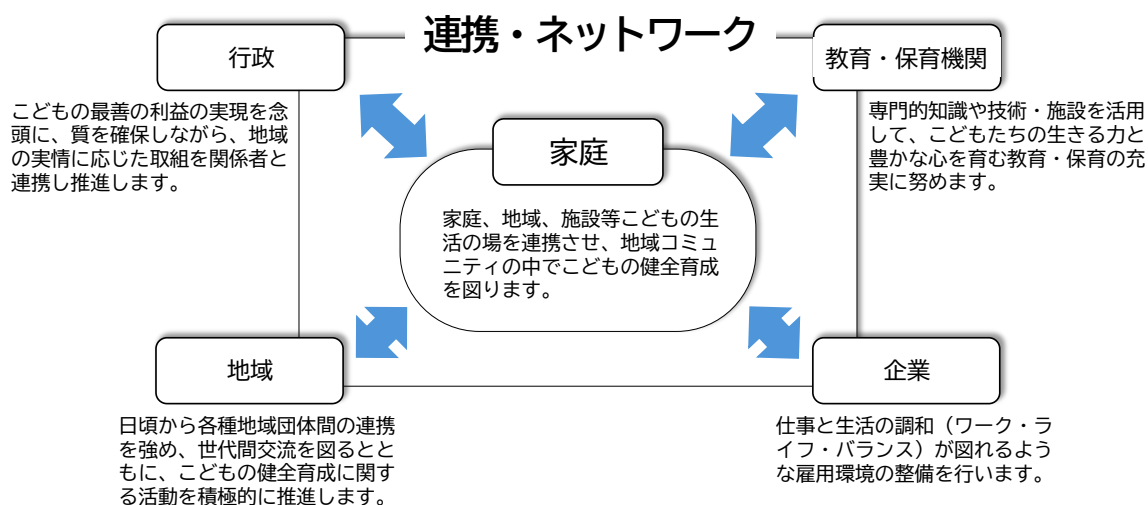
基本 目標	指標項目	現状値	目標値 (令和11年度)
1	「まちづくり市民アンケート」の設問「熊谷市が普段の生活の中で子育てがしやすい街だと思いますか。」の肯定回答(「はい」)の割合	51.4% (令和5年度)	60%
	「乳幼児健康診査問診票」の設問「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか。」の肯定回答(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」)の割合※1	93.1% (令和5年度)	100%
2	全国学力・学習状況調査(小学生・中学生)の設問「朝食を毎日食べている」の肯定回答(「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」)の割合	小学生:96.9% 中学生:93.9% (令和5年度)	小学生:100% 中学生:100%
	肥満傾向にある小学・中学生(軽度・中等度・高度肥満傾向児)の割合【教育総務課調べ】	小学生:9.5% 中学生:10.1% (令和5年度)	小学生:8.5% 中学生:8.5%
3	「市内在住高校生アンケート」の設問「熊谷市の住みごちはいかがですか。」の肯定的回答(「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい。」)の割合	61.6% (令和5年度)	70%
4	全国学力・学習状況調査(小学生・中学生)の設問「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思う」の肯定回答(「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」)の割合	小学生:94.4% 中学生:92.6% (令和5年度)	小学生:100% 中学生:100%
	児童相談件数及び児童相談における児童虐待相談の割合【こども課調べ】	614件 53.7% (令和5年度)	相談件数:増加 児童虐待相談の割合:減少
5	生活保護世帯に属するこどもの中学校卒業時の高等学校等進学率※2【生活福祉課調べ】	90.0% (令和6年4月)	100%

※1 3・4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の平均値

※2 被保護者であって、その年度に中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学を含む。)を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合。

2 計画の推進体制

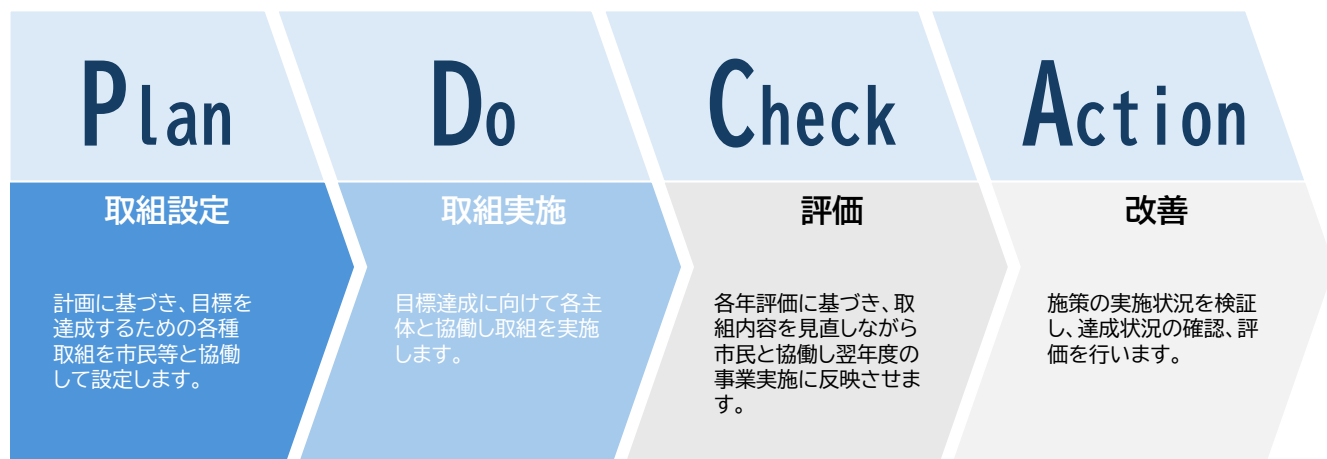
本計画の推進に当たり、行政、教育・保育施設関係者その他子育てに関わる関係団体・機関が相互に連携し、協働して子育て支援に関わる取組を積極的に進めます。



3 計画の進捗管理

計画の推進に当たっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。





いまこそスツル
RUGBY TOWN KUMAGAYA